

27 防火管理義務対象物

【関連章第7章10】

事例 「店舗従業員が初期消火及び避難誘導に従事した火災」

出火時分 1月 18時ごろ

用途等 複合用途（物品販売店舗、飲食店舗等） 耐火造 2/0 延 13,000 m²

防火管理 該当選任あり 消防計画あり

被害状況 建物部分焼 1棟 内壁 2 m²、ダクト 30m等焼損
傷者 1人

概要

この火災は、複合用途建物の2階飲食店舗で無煙ガスロースタから出火し、吸い込まれた火のついた炎がダクト内の油等に着火し延焼したものです。この火災で傷者が1人発生しています。

出火原因は、無煙ガスロースタ上でサラダ油が入ったアルミ皿を加熱し続けたため、油が過熱され出火したものです。

飲食店舗の従業員は、客が利用している無煙ガスロースタ上に置かれたアルミ皿から炎が上がるのを発見しました。

火災を発見した従業員は、無煙ガスロースタのスイッチを切り、合成樹脂製のトレイを被せたところ、トレイが燃えたため、店舗に設置してある強化液消火器で初期消火しましたが、消火には至りませんでした。消火することができなかった従業員は客を店外に避難させています。建物の警備室で勤務する警備員は、自動火災報知設備の受信板が2階を表示したため、現場へ確認に行ったところ、2階で煙を確認したため、無線で報告し、報告を受けた警備員が固定電話で119番通報しています。

教訓等

この火災は、営業中の飲食店舗で発生しており、万が一延焼拡大すれば被害は甚大なものになっていた可能性があります。従業員が火災にいち早く気づき、初期消火を実施するとともに、店内にいた客を避難誘導しており、日頃からの自衛消防訓練の効果が発揮された事例といえます。

防火管理義務対象物の関係者は、万が一の際に迅速な通報や初期消火、的確な避難誘導が行えるよう自衛消防訓練を適宜行い、正しい知識や技術を身につけましょう。



写真 27-1 焼損箇所付近の状況

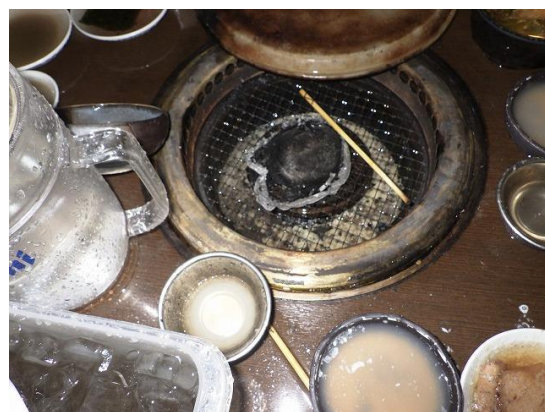


写真 27-2 無煙ガスロースタの状況